奈義町アートの森整備工事（第一期）

入札説明書

奈義町

令和８年１１月

この入札説明書は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号)、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「施行令」という。)、奈義町財務規則（平成４年奈義町規則第１５号。以下「規則」という。)、本件工事に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本町が発注する工事契約に関し、一般競争に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

（１）工事番号	第　１　号
（２）工 事 名	奈義町アートの森整備工事（第一期）
（３）工事場所	岡山県勝田郡奈義町豊沢地内
（４）工事概要	建築工事一式
	①地上２階建、木造＋ＲＣ造　延床面積２７３．７５㎡
	②地上２階建、木造　延床面積　９４．０５㎡
	③地上２階建、木造　延床面積　３１．２３㎡
	外構工事一式
（５）工事期間	本契約締結日から令和１０年２月２９日まで
（６）工事種目	建築一式工事
（７）予定価格	７６５,１４０,０００円（税抜）
（８）最低制限価格の設定	有
（９）契約保証金	要
(10）支払条件	前金払　有　部分払　有

２　事務局

本入札において、本工事の事務を担当する事務局は以下のとおりとする。

奈義町役場地域整備課
住所：勝田郡奈義町豊沢３０６番地１
ＴＥＬ：０８６８－３６－４１１５
ＦＡＸ：０８６８－３６－６７８０
Ｅ－ｍａｉｌ：chiikiseibi@town.nagi.lg.jp

３　契約締結までのスケジュール

契約締結までのスケジュールは、概ね、図表１のとおりとする。

図表１　契約締結までのスケジュール

① 入札公告	令和８年１１月１８日（水）
② 入札参加受付締切	１２月　１日（火）
③ 資格審査結果通知	１２月　２日（水）
④ 質問受付締切	１２月　１日（火）
⑤ 質問回答	１２月　３日（木）
⑥ 開札	１２月　８日（火）
⑦ 仮契約締結	１２月中旬～下旬
⑧ 議会の議決・本契約の締結	１２月下旬～（予定）

４　入札参加資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格条件をすべて満たした共同企業体で、かつ、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（１）共同企業体の資格条件

ア）構成員数は、２社とする。

イ）各構成員は、本件工事に係る入札において、同時に２以上の共同企業体の構成員になることができない。

ウ）構成員の出資比率がそれぞれ３０％以上であること。なお、代表構成員の出資比率は５０％を超えていること。

エ）現場代理人は、古民家等の既存建築物の改修を伴う美術展示施設の工事に従事した実績を有すること。前項の実績を有しない場合は、同等の工事経験及び専門的知見を有する者を外部アドバイザーとして参画させること。外部アドバイザーを配置する場合は、入札参加時にその旨を申告し、工事着手までに選任のうえ、その経歴、施工実績及び担当業務を発注者に報告すること。

（２）共同企業体の構成員の資格条件

ア）地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者であること。

イ）公告日から開札日までの期間中に、奈義町建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（以下「指名停止等要領」という）の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

ウ）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。民事再生法（平成１１年法律２２５号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと等、経営状態が著しく不健全であるものでないこと。

エ）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）の規定に違反するとして、公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受け、同委員会から告発され、又は逮捕され、若しくは逮捕を経ないで公訴を提起されていない者であること。

オ）奈義町令和７・８年度の入札参加資格名簿に登録されている者であること。

カ）建築一式工事に係る特定建設業の許可を有すること。

（３）第１構成員（代表者）の参加要件

共同企業体の構成員の資格条件の他に次の要件に該当するもの。

・岡山県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。

・直近の経営事項審査における建築一式工事の総合評価値が１２００点以上かつ土木一式工事の総合評価値が１０５０点以上であること。

・平成２８年４月１日以降に日本国内で延床面積５００㎡以上の公共施設の新築又は改築工事等を元請けとして施工実績があること。（ＣＯＲＩＮＳで完了実績が証明されるものに限る。また、共同企業体による受注の場合は代表企業の実績に限る。）

・次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できるもの。

ア）当該工事の入札参加資格確認申請日以前に３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。

また、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

イ）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第４条の規定による一級建築士の資格を有するもの又は建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条の３に規定する一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。

ウ）監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けているものであること。

（４）第２構成員の参加要件

共同企業体の構成員の資格条件の他に次の①又は②の要件に該当するもの。

①・岡山県内に本社（本店）又は支店（営業所）を有すること。

・直近の経営事項審査における建築一式工事の総合評価値が１０５０点以上であること。

・次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できるもの。

ア）当該工事の入札参加資格確認申請日以前に３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。

また、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

イ）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第４条の規定による一級建築士の資格を有するもの又は建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条の３に規定する一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。

ウ）監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けているものであること。

②・奈義町内に本社（本店）を有すること。

・直近の経営事項審査における建築一式工事の総合評価値が８００点以上であること。

・次の条件を全て満たす監理技術者又は主任技術者を本工事に専任で配置できるもの。

ア）当該工事の入札参加資格確認申請日以前に３か月以上、直接的かつ恒常的な雇用関係を有している者であって、営業所等の専任技術者でない者であること。
また、他の工事に従事していない者でなければならない。ただし、本工事の入札参加資格確認申請書類の提出日において、他の工事に従事している者であっても、契約日以降に本工事に配置することができる場合に限り、他の工事に従事していない者として取り扱うものとする。

イ）建築士法（昭和２５年法律第２０２号）第４条の規定による一級建築士の資格を有するもの又は建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第２７条の３に規定する一級建築施工管理技士の資格を有するものであること。

ウ）監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ、監理技術者講習を受けているものであること。

５　競争入札参加申請

競争入札参加希望者は、次に掲げる提出書類を提出し、入札参加資格の有無について審査を受けなければならない。

（１）提出書類

・一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書【様式第１】

≪添付書類≫

・特定建設業の許可書の写し
・代表構成員の施工実績調書【別記様式１】
・資格確認書【様式第１－１】
・配置予定技術者調書（代表者・構成員）【別記様式２】
・委任状【別記様式３】
・特定建設工事共同企業体協定書及び特定建設工事共同企業体協定書第７条に基づく覚書（協定書は袋とじとし、構成員の部数と提出用１部を作成し、１部のみ提出すること。）
・直近の経営事項審査結果通知書の写し

（２）提出期間及び方法

令和８年１１月１８日（水）～令和８年１２月１日（火）（土日祝日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分まで）の期間に、事務局へ持参すること。

６　書類の作成及び提出に関する留意事項

５に掲げた申請書並びにその添付書類、質疑書、理由説明請求に係る書面及び入札書の作成及び提出等の取扱いについては以下のとおりとする。

（１）書類の作成に係る費用は申請者の負担とする。
（２）提出された書類は返却しない。
（３）提出された書類は入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
（４）申請する企業体の名称は、「○○・○○特定建設工事共同企業体」とすること。
（５）提出先は事務局とする。
（６）その他　各項目を熟読のこと。

７　入札参加資格の確認

（１）入札参加資格の確認は、令和８年１２月２日（水）に一般競争入札参加資格確認結果通知書を、当該参加申請を行った者（共同企業体の代表構成員。以下同じ。）に郵送又は電子メールにより通知する。この場合、入札参加資格がないと認められた者には、理由を付して郵送又は電子メールにより通知する。

（２）入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、令和８年１２月３日（木）まで（土日祝日を除く、午前８時３０分から午後５時１５分まで）に事務局へ書面（様式は自由）を提出することにより説明を求めることができる。この場合、説明を求めた者に対し、令和８年１２月４日（金）午後５時までに書面で回答する。

８　入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を受けた者又はその構成員が、次のいずれかに該当するときは、本件工事に係る入札に参加することができない。

（１）４に定める資格条件を満たさなくなったとき。

（２）提出書類に虚偽の記載をしたとき。

９　設計図書の閲覧

設計図書（設計内訳書並びに設計図面）については、令和８年１１月１８日（水）から奈義町ホームページにて公表する。（ホームページアドレス：https://www.town.nagi.okayama.jp/）

10　質疑回答

発注図書等に対する質疑を次のとおり受け付ける。

（１）受付期間

令和８年１２月１日（火）午後５時まで

（２）提出方法

質疑のある者は、【様式第２】（設計図書等に対する質問書）に、その内容を簡潔に記載し、受付期間に事務局宛に電子メールにて送信すること（電子メール件名：奈義町アートの森整備工事（第一期）質問書提出）。持込み又は郵送による書類、口頭、電話等による質疑は受け付けない。なお、事務局は提出者に受領確認の電子メールを送付する。

（３）回答日

令和８年１２月３日（木）

入札参加資格を有する者からの質疑についてのみ回答することし、その回答は当該資格を有する者に対して行うこととする。ただし、質問提出者名の公表はしない。質疑者は事務局に受領確認の電子メールを送付すること。

11　工事費内訳書の提出

本工事の入札においては、入札書に記載される金額に対応した工事費内訳書を提出すること。内訳書の作成については、下記の点に留意すること。なお、開札後に工事費内訳書の審査を行う。審査の結果、下記の点について不備が見受けられた場合、当該入札者は失格とする。

（１）工事内訳書は【別記様式５】とすること。
（２）内訳書の金額が入札書の金額と一致すること。
（３）工事費内訳書を提出しない者の入札は無効とする。また、提出にあたっては、入札参加者名及び工事名称を必ず記入すること。

12　入札及び開札における留意事項

（１）入札及び開札日時及び場所
　ア　日時　令和８年１２月８日（火）午後１時３０分
　イ　場所　奈義町役場２０１会議室
（２）郵送又は電子メール、ＦＡＸ等による入札は認めない。
（３）入札参加者又はその代理人は、本町が示した設計図書、入札説明書及び規則等を熟知の上、入札をしなければならない。
（４）入札参加者及びその代理人は本工事に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
（５）入札室には、入札参加者又はその代理人以外の者は入室することができない。共同企業体を構成する構成員１業者につき１人を限度とする。
（６）入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
（７）入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札担当職員に一般競争入札参加資格確認通知書（コピー可）、並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状を提出すること。
（８）入札参加者又はその代理人は、入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することはできない。
（９）入札参加者又はその代理人は、本町様式の入札書【様式第３】及び委任状【別記様式４】を使用すること。
(10) 入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した別記様式による入札書を提出しなければならない。
　ア　入札参加者の住所、会社（商号）名、入札者氏名及び押印
　イ　代理人が入札する場合は、入札参加者の住所、会社（商号）名、受任者氏名（代理人の氏名）及び押印
　ウ　工事番号及び工事名
　エ　工事場所
　オ　入札金額
(11) 入札書及び工事費内訳書は封筒に入れ封かんし、封筒の表面に入札件名、入札者名を記載するとともに「入札書在中」と記載すること。
(12) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。
(13) 入札参加者又はその代理人は入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について契約者使用印を押印しておくこと。（ただし、入札金額の訂正は認めない。）
(14) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書等の引換え、変更、取消をすることができない。

(15) 不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがある。

(16) 落札候補者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札候補者を決定する入札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税法に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

13　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

（１）入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、又は代理権のない者が行った入札

（２）入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が認識しがたい入札

（３）入札者が２以上の入札をした場合におけるその者の全部の入札

（４）私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）等に抵触する不正の行為による入札

（５）公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

（６）入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした者が行った入札

（７）入札書等を提出する場合に、１２（１１）に定める方法をとらない入札

（８）その他入札に関する条件に違反した入札

（９）前各号に定めるもののほか、入札説明書に定める方法によらない入札

14　落札者の決定

（１）予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、最低制限価格を下回った入札を行った者は落札者としない。

（２）落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退できない。

（３）最低価格入札者が内訳書審査において失格となった場合においては、予定価格の範囲内の最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）で、かつ内訳書審査において不備がない入札者を落札者とする。この規定は、落札者が決定するまで、順次行うものとする。

15　開札日の翌日から本契約締結までの間の取扱い

本件は、奈義町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年３月３０日条例第３号）第２条の規定に該当する契約に該当するため、仮契約を締結し議会の議決後に本契約とする。

ただし、落札者の決定から議会の議決日までの間に、落札者が指名停止等要領の規定に基づく指名停止を受けた場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当である場合は当該落札者を失格とし、当該入札の次順位者について、１４に基づき新たな落札者を決定する。

16　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　免除

（２）契約保証金については、契約締結と同時に契約金額の１００分の１０以上の額を保証する次のいずれかの保証を付すること。

ア　契約保証金の納付

イ　有価証券の提供

ウ　金融機関の保証

エ　前払金保証事業会社の保証

オ　公共工事履行保証証券による保証

カ　履行保証保険による保証

17　契約条項を示す場所及び問い合わせ先

事務局

18　その他

（１）入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本工事に係る入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。

（２）この入札書に規定のない事項については、本町が定める規則、要綱、要領等に定めるところによるものとする。

19　特記事項

（１）この工事の施工に必要な許認可事務等、官公署、その他への手続きは受注者の責任において速やかに行うものとする。

（２）受注者は、工事を通じて必要とする物資は出来る限り奈義町内から調達するとともに地元関連企業を活用し地元産業の振興に協力すること。

（３）既設構造物を破損した場合は、受注者の責に於いて復旧すること。

（４）工事に際し、周辺施設、周辺住民への安全等の配慮を十分に行うこと。また、施工計画書に安全に配慮した計画を作成すること。周辺住民より安全に対する要望事項があった場合、協力すること。

（５）当該工事は地域未来交付金を充当し実施することから、実績報告等に必要な資料を求めた場合はそれに協力すること。

（６）特別に記載していない事項については町監督員と調整を図り、町監督員の指示を受けること。

（７）工期については工期内に町検査、建築基準法に基づく完了検査を受け、確認済書をもって工事完了とする。